

## 令和2年度第2回愛知県青少年保護育成審議会 会議録

- 1 日 時 令和2年12月10日（木）午後2時から午後3時まで
- 2 場 所 愛知県庁本庁舎 6階 正庁
- 3 参加者 委員19名  
説明のため、出席した者（社会活動推進課等）13名

### 4 審議の概要

#### 【司会】

定刻となりましたので、ただいまから、令和2年度第2回「愛知県青少年保護育成審議会」を開催させていただきます。

本日の審議会は、委員20名中19名が出席しておりますので、愛知県青少年保護育成条例施行規則第14条第2項に基づく定足数を満たしております。

また、本日の審議会は、愛知県青少年保護育成審議会運営要領3（1）に基づき、非公開となります。なお、記者の方におかれましては、取材は冒頭の会長挨拶までとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに永井会長から御挨拶をいただきたいと思います。永井会長お願いいたします。

（永井会長挨拶）

#### 【司会】

続きまして、水野県民文化局長から御挨拶を申し上げます。

（水野県民文化局長挨拶）

#### 【司会】

続きまして、新しく就任された委員の方を御紹介させていただきます。

（委員紹介）

#### 【司会】

それでは、条例施行規則第10条第2項の規定により、会長は、会務を総理することとされておりますので、議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

**【会長】**

早速ですが、最初に、本審議会運営要領3の(2)の規定により、本審議会では、「会議録を作成し、会長が指名する者2名が署名する」こととされております。

今回は、大津知美委員と北山ゆり委員にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

(大津委員、北山委員了承)

**【司会】**

それでは、ただいまから有害図書類及び有害がん具類の指定について諮問させていただきます。

**【非公開】**

**【会長】**

それでは議事(3)その他に移ります。まず始めに、事務局からのお知らせがありますので、よろしく申し上げます。

**【事務局】**

2点お知らせがございます。

1点目は、前回の審議会でも御案内させていただいた「実践！みんなのネットモラル塾」についてです。本年7月の第1回審議会において、委員から、本講座の趣旨をより多くの青少年に届けるため、市町村においても同様の取組を行う必要性がある旨の御意見をいただきました。事務局といたしましては、この御意見を受け、市町村における取組状況を調査したところ、取組が十分とは言えない市町村が一定数あることが判明いたしました。私どもといたしましては、今年度に引き続き、市町村に対する啓発を図るとともに、具体的な内容につきましては、予算等が議決されておられませんので詳しくは申し上げられませんが、取組が進んでいない市町村に対して、私ども事務局職員が訪問して、意見交換等できればと考えております。

2点目は「公募委員」の募集についてです。本審議会委員につきましては、来年6月に改選期を迎えることから、現在、黒田委員及び花田委員に御就任いただいております。「公募委員」のポストについて、次期委員の選考を進めております。今月中に面接試験を実施し、公募委員2名を決定することとなっておりますので御承知おきください。

事務局からの連絡は以上となります。

**【会長】**

それでは、せっかくの機会でございますので、委員の皆様方、本日の議事に関わらず、何かありましたらお願いします。

**【本日の議題に関わる質疑応答は非公開】**

**【委員】**

先ほどの「実践！みんなのネットモラル塾」について、各市町村の方で取り組んでいくという話があったと思います。子どもたちの話を聞いていると、今年度中に端末が配備されて、色々できるんじゃないかというわくわく感があるそうです。色々なことが想定されますし、危機感をもっております。益々こういった啓発というのは定期的に細かくやっていかないといけないと思いますので、ぜひ引き続き啓発の方を進めていただけると嬉しいなと思います。

**【事務局】**

貴重なアドバイスありがとうございました。委員の御意見のとおりしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

**【委員】**

現在中学校に勤めているのですが、地域の方から電話をいただいて、「ネットに書かれていることを学校は知っているか。」と聞かれたことがあります。私たちも学校のパソコンでネットに繋げようとは思っているのですが、セキュリティが強いため、学校の方では一切そういうところは見れません。子どもたちがどんなネット環境にいるのかを確認しようとしても、自分たちのネット環境に繋ぐことしかできないです。教育委員会にいる時もやはり同じような内容で電話があり、「教育委員会のほうでもっと取り締まらないといけない」と言われることがありましたが、こちらもセキュリティが強くて、全く見れなかった覚えがあります。今、子どもたちはネット社会に入りこんでいます。不登校の子も増えていますが、そういう子たちこそネット依存になっていますので、そういう子たちをいかに教育していくか、いかに事前に察知していくかに、私たちも頭を悩ませているところです。ですから、私たちも早めに情報を掴めるように、警察等と連携しながらやっていきたいと思っております。

**【事務局】**

貴重な御意見ありがとうございました。先ほど御紹介させていただきました「実践！みんなのネットモラル塾」の中でも、家庭のルールを作りましょうという取組をさせていただいております。もちろん学校の方も大事ですけれども、家庭の方で保護者の方と御本人様が話し合っ、それぞれの家庭のルールを作っていくことが非常に

重要だと考えておりますので、引き続き取り組んでまいります。

#### 【委員】

2点ございます。まずは「実践！みんなのネットモラル塾」の今後の発展に関して、市町村の取組を調査したということですが、その中で取組が不十分であった市町村に何らかの傾向があるのか、特徴があるのか、地域性があるのかについて教えてください。それから、ネットモラル塾の活動が広まってきているのは大変良いことだと思いますが、ネットモラル塾に来てくれない保護者がトラブルに遭う事例も把握しておりますので、そういった保護者に対してどのような啓発をしていくか教えていただきたいと思います。

#### 【事務局】

1点目の市町村の取組状況ですが、今回初めてこういった調査をさせていただいた中で、取組が不十分な市町村の地域性等については見受けられませんでした。市町村独自に取り組んでいるところ、それから私どもの事業やe-ネットキャラバン等を活用しているところが多くある一方で、取組が不十分な市町村に対しては、私どもの事業等を御案内させていただくとともに、市町村独自の取組についても、可能であれば実施いただくとありがたいと考えております。

2点目の講座を受講していただけない方に対する啓発ですが、今年度はWebサイトの発信強化に取り組んでおります。啓発動画や講座テキストの内容を閲覧できるWebサイトを作成するとともに、前回も御紹介した内容となりますが、Webサイトの紹介チラシを作成して、愛知県内の小学校4・5年生の全世帯に配布させていただいております。また、マスクやリーフレット等の啓発資材を作成して、私どもの取組をできるだけ多くの人に知ってもらうよう取り組んでいるところです。

#### 【委員】

ネットのフィルタリングサービスについて、色々な取組を行っているわけですが、現実的に普及しているかどうかを考えると、例えば、フィルタリングをかければ月々の料金が安くなるとかがあれば、もっと簡単にフィルタリングサービスを利用いただける環境がつかれるのではないかなと思います。ただ、現実的には難しい面もあるかと思うので、携帯販売業者等に対して、本審議会からお願いすることができればいいのかなと思いました。

#### 【事務局】

委員がおっしゃるレベルまでは到底及ばないのですが、本県の取組としましては、青少年保護育成条例のなかで、我々は条例調査員に任命されており、実際に携帯電話の販売店にお伺いして、フィルタリングサービスの重要性について説明するとともに、

その必要性について保護者の方に伝えていただきたい、使っていただきたいとお願いをしております。取組については十分ではないかもしれませんが、引き続き、フィルタリングの重要性、ペアレンタルコントロールの活用、家庭のルールづくり等の啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

#### 【委員】

インターネット上でも、青少年に有害と思われる図書が無料で閲覧できるものがあります。特に今年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、巣ごもりしていることから、子どもたちがオンラインで授業を受ける中で、色々なサイトを閲覧してしまうことも考えられます。ネットマンガについては、一定の段階で課金が必要となると聞いておりますが、そういったところでの被害や相談の状況はどのようになっているか教えてください。

#### 【事務局】

インターネットの課金に関する被害について、正確な数字は手元にありませんが、子どもたちが親に分からないところでゲームの課金をしてしまって多額の請求が来た、マンガ等の続きを読むために課金をしていたという相談は、県警にも多く寄せられております。SNSやゲーム等の課金の問題について、小学生の時から学んでいたように、県の「実践！みんなのネットモラル塾」以外にも、県警のサイバー犯罪対策課員や警察署の少年課係員が学校に出向いてお話をしています。現在はコロナ禍ということもあり、対面の取組はなかなか難しいので、県警のホームページやツイッターの県警公式アカウントに、SNSを使う際のルールを分かっていたりするような啓発の動画等を掲載しておりますので、そういったものを教育現場及び保護者の皆様に活用いただけるように、県警の方からも周知をしているという状況であります。

#### 【事務局】

県民文化局では、県民生活課において、消費者相談の業務を行っております。そういった中で、先ほど委員のおっしゃったとおり、未成年者の課金に絡んだ相談が急激に増えておりますが、未成年者の高額課金に関しては、民法の未成年者取消権が行使できる場合があります。相談いただいた中で、事業者と交渉して、お金が戻ってきたという事例もありますので、注意喚起とともに、そういった周知にも特に力を入れております。

#### 【委員】

先日の11月県議会の県民環境委員会においても、オンラインゲームの課金問題について質問があり、最高額は一人で120万円、平均すると一人23万円という話がありました。ゲームのみならず図書についても、続きが読みたくなることから、結果と

して多額の課金につながってしまう恐れがあります。書店で販売されている図書だけではなく、インターネット上の問題についても、目を光らせていただきますようお願いいたします。

**【会長】**

事務局は、ただいまの委員からの御意見、御質問を今後の参考にしていただきたいと思えます。それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

**【司会】**

これをもちまして、令和2年度第2回愛知県青少年保護育成審議会を閉会させていただきます。

以 上